

有症者・体調不良者発生時の基本的な対応（訪日観光パッケージツアー）

【ツアー参加者】

- ・倦怠感、高熱
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪が続くなど受診の必要性が認められる場合



【添乗員 or 旅行会社】

各WEBサイトを確認の上、最寄りの医療機関に電話した後、受診を支援
→医師が必要と判断すれば検査

※症状に関するお問い合わせ、
受診医療機関が分からない場合 など

**石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応
相談センター**（24時間対応）
[TEL : 0120-540-004]

【陽性判定】

※医師は保健所に発生届

【ツアー参加者（陽性者）】

- ・入院（重症の場合）
- ・宿泊療養施設（石川県）

→入院、入所までに1,2日必要

（その間の療養場所や移動手段は、旅行会社が手配）

※10日間経過までは感染リスクの高い場所の
利用や会食を避け、感染予防行動を徹底

療養期間

7日かつ
症状軽快から
24時間経過（※）

【ツアー参加者（濃厚接触者）】

- ・旅行会社が手配する
待機場所

→移動手段も旅行会社が手配

待機期間
5日（※）

※2・3日目の抗原検査で陰性
の場合、3日目から解除

【医療機関について】※日本語WEBサイト（地図上で確認可能）

- 発熱などの症状がある場合等の受診先について【石川県】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/zyusin.html>

WEBサイト
QRコード：



- 休日当番医の情報はこちら【石川県医師会】

<https://www.ishikawa.med.or.jp/toubani/>

WEBサイト
QRコード：



【旅行会社】

その他のツアー参加者を対象に、
添乗員が管理する行動履歴、もしくは、
ツアー参加者に対する聞き取り結果等
に基づき、濃厚接触者を特定

※濃厚接触者の判断基準

→陽性者と手が触れる距離（目安1m）で、
マスクを正しく着用せずに、15分以上
会話、飲食した 等

濃厚接触あり

濃厚接触なし

【旅行会社】

- ・ツアー参加者に
ツアーの継続意志
を確認の上、続行
の判断

【石川県】事前確認事項（ガイドライン P7）

●多言語対応可能な医療機関、専門的な医療通訳

新型コロナの受診が可能な医療機関一覧

- 発熱などの症状がある場合等の受診先について【石川県】
<<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/zyusin.html>>

多言語対応可能な医療機関

- 日本を安全に旅していただくために【JNTO】
<https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html>

専門的な医療通訳

- 外国人患者受け入れ情報サイト
コロナ対応電話医療通訳サービス【厚労省】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00009.html>

●自治体が設置する相談窓口等の連絡先、受付時間

症状について、受診できる医療機関が分からない場合

- 石川県発熱患者等受診・コロナワクチン副反応相談センター
電話番号：0120-540-004（フリーダイヤル）
受付時間：土日祝日含めて 24 時間

●有症状者が発生した場合の一時待機場所や移動手段

一時待機場所

- 旅行会社が事前に確認・手配
（基本的には既に予約してある宿泊施設を想定）

移動手段

- 「陽性」判定前のため、一般的な体調不良者と変わりなし
（感染対策をしっかりと行い、タクシー等の利用も可能）

●陽性者が発生した場合の療養施設や移動手段

療養施設

—入院、もしくは石川県が所管する療養施設（ホテル）

※入院、入所までに1，2日を要するため、それまでの一時的な療養場所は旅行会社が事前に確認・手配

移動手段

—診断を受けた病院から一時的な療養場所までの移動は、旅行会社が手配した車を利用

※一時的な療養場所から入院、もしくは石川県の療養施設までの移送は一時的な療養場所（本人所在地）を所管する保健所が対応

●濃厚接触者が発生した場合の待機場所や移動手段

待機場所

—旅行会社が事前に確認・手配

（基本的には既に予約してある宿泊施設を想定）

移動手段

—移動は原則、旅行会社が手配した車を利用

（タクシー等の移動は控える）

●自治体が定めるコロナへの対応に関する方針

⇒「【石川県】新型コロナ対応フロー図」参照